

固定資産税台帳を

縦覧できます

期間

4月1日(火)～30日(水)

☆土日・祝日は除く。

時間 8:30～17:15

縦覧場所

本庁税務課 ☎53-8415

田鶴浜市民センター ☎68-3131

中島市民センター ☎66-1111

能登島市民センター ☎84-1111

必要なもの

本人を確認できる公的証明書類(運転免許証・健康保険証など)および印鑑

☆代理で縦覧される場合は、所有者(納税義務者)の委任状が必要。

固定資産税に関するお知らせ

平成20年度固定資産税・都市計画税の納付書および課税明細書などは、4月中旬に送付します。

第1期納期限 4月30日(水)

※お問い合わせは

税務課土地・償却資産担当

☎53-8415

家屋担当 ☎53-8454

七尾駅前自転車駐車場使用許可申請を受け付けます

平成20年度(平成20年4月1日～平成21年3月31日)のJR七尾駅前自転車駐車場使用許可申請手続きについては、次のとおりです。

受付開始日

3月7日(金)～(先着順)

受付台数(予定)

・身障者用 10台
・一般用 100台

申請に必要なもの

認印(身障者の方は、証明書も必要です。)

注意事項

①羽咋市、中能登町、七尾市の高校へ通学中(予定)の生徒さんは各高校を通じて申し込んでください。
②臨時的・一時的使用と、自宅・学校・勤務先が駅から概ね1km以内の方は利用出来ません。
③平成19年度ご利用の方も、再度申請が必要です。

※お申し込み・お問い合わせは

環境安全課 ☎53-8468

健康増進センターアスロン

全館一時閉館のご案内

広報2月号でお知らせしました閉館内容が変更になりました。

アスロンはプール棟改修工事ですが、お風呂・ジム・スタジオも含め全館改修工事を行うため一時閉館いたします。みなさまに大変ご迷惑をお掛けいたしますが、ご了承くださいませようお願いします。

閉館期間 3月1日～4月16日

※お問い合わせは

健康増進センターアスロン ☎68-6788

あなた独自のおいしい野菜を作いませんか?

～市民農園利用者募集～

対象者 七尾市にお住まいの方で、自分で野菜や花を栽培してみたい方

使用期間 4月1日～平成21年3月31日

応募方法 ハガキに住所・氏名・電話番号を明記し、農林課までご応募ください。

募集期間 3月7日～3月14日(当日消印有効)

☆応募多数の場合は抽選となります。

栽培禁止作物 植木、果樹

名称	場所	面積	年間使用料	空状況
多根やまびこ農園	多根町地内	1区画 60㎡ 約20坪	6,000円	有
古府ふれあい農園	古府町地内	1区画32㎡ 約10坪	5,000円	若干
高田農園	高田町地内	1区画45㎡ 約14坪	3,000円	若干

※お申し込み・お問い合わせは

〒926-8611

七尾市袖ヶ江町イ部25番地

七尾市役所農林課 ☎53-8422



携帯メールによる架空請求に注意

最近、携帯電話を利用した悪質な架空請求メールが出回っています。メールに記された番号に電話をすると、有料サイトの料金精算などを名目に指定の金融機関の口座に現金を振り込むよう要求されます。

近年は高校生だけでなく小・中学生も携帯電話を持っており、子ども達がこのようなメールを受け取る可能性は高いでしょう。

全く身に覚えがなくても心理的に不安になって親に内緒で電話をしたり、お金を振り込んでしまったり、子どもが勝手に判断してしまう恐れがあります。

被害に遭わないために、次のことに心がけましょう。

- 1 身に覚えのない請求には絶対に応じない。
- 2 一人で判断せずに相談する。

相談窓口は

- ・七尾市役所男女参画まちづくり課
くらしの相談係 ☎53-1112
- ・石川県中能登総合事務所
消費生活相談室 ☎52-6110
- ・石川県消費生活支援センター
☎076-267-6110



市民税・県民税の
申告はお早めに

申告期限 3月17日(月)

申告はみなさんの税額を決めるための大切な手続きです。

申告が必要な方は、忘れずにお済ませてください。なお、郵送でも申告書を提出することができます。

※お問い合わせは

税務課市民税係 ☎53-8412

窓口での本人確認に
ご協力ください

第三者による虚偽の届出や各種証明書の交付等を防止するため、窓口へおいでになる方の本人確認をお願いしています。

戸籍、住民票、市税に関する証明書請求の際は、必ず印鑑とご本人を証明できるものをお持ちください。
本人を証明するもの

①顔写真付証明証

運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、住基カード(顔写真あり)など

①以外のもの ↓ 2点で確認

健康保険証、国民年金手帳、住基カード(顔写真なし)、社員証など
※お問い合わせは

市民課 ☎53-8417
税務課 ☎53-8414

裁判員制度をご存じですか —選ばれてから慌てないために—

裁判員制度は、国民のみなさんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決める「国民の司法参加」を実現する制度です。この制度は、平成21年5月までの間にスタートします。



知ってなっとく 裁判員制度 Q&A

Q 裁判員制度は、なぜ導入されるのですか？

A 国民のみなさんが裁判に参加することによって、法律の専門家ではない方たちの感覚が、裁判の内容に反映されます。その結果裁判が身近になり、国民の司法に対する理解と信頼が深まることや、自分たちを取り巻く社会について考えることにつながり、より良い社会づくりへの第一歩となることが期待されます。このような制度は、すでにアメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリアなど世界の国々で広く行われています。

Q 裁判員が参加するのは、どのような事件ですか？

A 代表的な例をあげると、次のようなものがあります。

- ①人を殺した場合(殺人)
- ②強盗が、人にけがをさせ、あるいは死亡させた場合(強盗致死傷)
- ③人にけがをさせ、その結果、死亡させた場合(傷害致死)
- ④ひどく酒に酔った状態で、自動車を運転して人をひき、死亡させた場合(危険運転致死)
- ⑤人が住んでいる家に放火した場合(現住建造物等放火)
- ⑥身の代金を取る目的で、人を誘拐した場合(身の代金目的誘拐)
- ⑦子どもに食事を与えず、放置して死亡させた場合(保護責任者遺棄致死)



※お問い合わせは 金沢地方裁判所事務局総務課 ☎076-262-4432